

1・2年生用

みんなで考えよう！ネットモラル ～君ならこんな時どうする!?!～



しょう がっ こう
小学校

ねん くみ なまえ
年 組 名前

① インターネットがどのようなものか知っているかな！？

② インターネットのできることって何なんだろう！？

③ インターネットにつながるものには、何なにがあるだろう！？

④ インターネットの使い方つかかたについて、お家うちでルールは決きめているかな！？

みんなかんがで考えよう！ ネットモラル～君ならこんな時ときどうする！？～

ねん くみ ばん なまえ
年 組 番 名前



よるおそ
Q : なぜ夜遅くまでやってはいけないの？

りゆう かんが か だ
Q : なぜいけないのか、理由を考えて書き出してみよう。

みんなかんがで考えよう！ネットモラル～君きみならこんな時ときどうする!?～

ねん 年 くみ 組 ばん 番 なまえ 名前

Q: どこもんだいに問題があるかな？



Q: なぜ、電車でんしゃの中なかでは音おとを出だしてはいけないの？

みんなかんがで考えよう！ ネットモラル～君きみならこんな時ときどうする!?～

ねん ぐみ ばん なまえ
年 組 番 名前

Q: こんな時とき、どうする!?



Q: どうしたらいいか考えてみよう。かんが

きょう まな
① 今日学んだこと



き おも
② これから気をつけようと思ったこと



インターネットの使い方について 家族で話し合みましょう!

保護者の皆様へ

便利なインターネットが我々の生活に不可欠なものになる一方で、大人の目の届かないところでインターネットを利用する子供たちが、様々な形でトラブルに巻き込まれることが増えてきています。本プログラムは、大人に守られるのではなく、子供たち自身が「自ら善悪を判断できる」ようになることを目的としていますが、やはり思慮分別の未熟な子供たちをトラブルから守るためには、親の意識も重要です。ネット依存による生活習慣の乱れや個人情報への漏洩・高額請求の他、SNSを介した「いじめ」や性犯罪等、多くの危険から子供たちを守るために、ぜひご家族でインターネットの利用について話し合っていたいただきたいと思います。

① 話し合ったことをもとに家庭でのルールを決めましょう!

①

②

③

(例) 寝室にスマホやタブレットは持ち込まない/夜8時以降は使わない

② フィルタリング機能を上手に活用しましょう!

ご存知ですか?
フィルタリングが
義務化されました!

「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」(以下、単に「法」と言います。)が改正され、インターネットの適正利用を目的として、2018年2月より携帯電話端末等(スマホ・タブレット等を含む)の使用者が18歳未満の青少年である場合、フィルタリングサービスの利用が原則として使用の条件とされました。(法第1条・2条・15条)

具体的には、携帯電話等の新規契約時や機種変更等の既契約の更新時に、利用者が18歳未満であることを保護者が申し出た上で(法第13条3項)、DoCoMoやauやSoftbank等の「インターネット接続業務提供事業者等」が店頭でフィルタリングソフト等のインストール・設定するように義務付けられています。(法第15条)

もし、こういったフィルタリングサービスを希望しない場合には保護者が申し出る必要があります。(法第15条但書き・16条但書き)

また、フィルタリングサービス設定の際には、「LINEは使っても良いが、Twitterは駄目」等、フィルタリングの内容に関しても保護者が決める必要があります。

詳しくは、ご利用のキャリアの公式ページや総務省のホームページをご覧ください。

DoCoMo : <https://www.nttdocomo.co.jp/service/filtering/>

au : <https://www.au.com/pr/safety/>

Softbank : https://www.softbank.jp/mobile/service/web_safety/

総務省 : http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/d_syohi/filtering.html

※企業のURLは変更される場合があります

簡単! すぐに分かる「親の役割」

① 18歳未満の子供が携帯電話等を使うことを店頭で申告する

② フィルタリングの内容を決める

③ フィルタリングを使用しない場合は店頭で書面を提出する



“みんなで考えよう！！ネットモラル”

～君ならこんな時どうする！？～

(小学校1・2年生用)

平成30年4月

編集・発行 公益社団法人 名古屋青年会議所

所在地 名古屋市中区栄一丁目15番24号

電話 052-221-8590

製作 公益社団法人 名古屋青年会議所

ネットモラル確立委員会

監修 静岡大学教育学部准教授 塩田 真吾

後援 名古屋市教育委員会